

J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（新旧対照表） ※2026年10月1日付で変更

■ J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（スマート発電料金コース）

変更後			変更前			変更
<p>3.料金</p> <p>当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。</p>			<p>3.料金</p> <p>当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款 19（2）②ただし書きの適用はないものといたします。</p>			変更
<p>4.割引制度</p> <p>(1)</p> <p>イ 割引種別</p>			<p>4.割引制度</p> <p>(1)</p> <p>イ 割引種別</p>			
割引種別	適用条件	割引率	割引種別	適用条件	割引率	
④余剰電力買取	スマート発電料金コースの需要場所において大阪ガスとの間で余剰電力買取契約を締結し、家庭用コージェネレーションシステムで発電された余剰電力の買取を開始していること	2パーセント	④余剰電力買取	大阪ガスとの間で余剰電力買取契約を締結し、家庭用コージェネレーションシステムで発電された余剰電力の買取を開始していること	2パーセント	変更
<p>5. 精算</p> <p>(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大</p>			<p>5. 精算</p> <p>(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、原則として、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって J:COM ガス Supplied by 大</p>			変更

阪ガス 個別約款（一般Sコース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

(1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2H が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、新たに申し込まれたお客さまについては、当社はスマート発電料金コースの申し込みを承諾しない又は申し込まれた割引の適用を行わないこととし、既にスマート発電料金コースを締結されているお客さまについては、他の契約種別への変更、契約の廃止又は適用されている割引の変更等の手続きを行っていただきます。

(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2H を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合、家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合又は大阪ガスとの間の余剰電力買取契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2H を取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は大阪ガスとの間の余剰電力買取契約を解約した場合は、適用されている割引の変更手続きを行っていただきます。家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合若しくは使用しなくなった場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、スマート発電料金コースから他の契約種別への変更又は契約の廃止等の手続きを行っていただきます。なお、当社又は大阪ガスは、大阪ガスとの間の余剰電力買取契約のご契約状況等を確認させていただく場合があります。

(3) (1)又は(2)に基づく解約日又は割引種別の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

・付則

1. 本個別約款の実施期日

阪ガス 基本約款及び J:COM ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（一般コース）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

(1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2H が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はスマート発電料金コースの申し込みを承諾しない若しくは申し込まれた割引の適用を行わない、又はスマート発電料金コースを解約する若しくは適用される割引の見直しを行うことといたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・太陽光発電・蓄電池システム・V2H を取り外した場合、家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合又は大阪ガスとの間の余剰電力買取契約を解約した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。床暖房・浴乾・太陽光・蓄電池システム・V2H を取り外した場合又は大阪ガスとの間の余剰電力買取契約を解約した場合は、適用する割引を変更いたします。家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、スマート発電料金コースを解約することといたします。なお、当社又は大阪ガスは、大阪ガスとの間の余剰電力買取契約のご契約状況等を確認させていただく場合があります。

(3) (1)又は(2)に基づく解約日若しくは割引の変更日は、当社が2又は4に定める適用条件を満たさなくなったことを覚知して以降最初の定例検針日といたします。

・付則

1. 本個別約款の実施期日

変更

変更

変更

<p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年10月1日から実施します。</p> <p>ただし、5(1)の規定は、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日が2026年10月末日以前の場合、条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日から2026年10月定例検針日までの期間の使用量に基づく料金に関しては、「一般Sコース」を「一般コース」に読み替えるものといたします。</p>		追記
--	--	----